

認定こども園の認定及び運営に関する実施要綱

第1 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の施行については、法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。) 福島県認定こども園の認定の基準を定める条例(平成18年福島県条例第106号。以下「条例」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年福島県規則第113号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 職員資格

1 幼稚園教諭免許状を有しない保育士を学級担任にすることができる場合

保育士の資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例別表2のイの(2)の規定により学級担任とすることができる。なお、学級担任とすることができる期間は、原則として6年を限度とする。

(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に規定する大学(以下「大学」という。) 同法第69条の2第3項に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)又は教育職員免許法施行規則(昭和29年省令第26号)第27条の指定を受けた教員養成機関(以下「教員養成機関」という。)に在籍しているとき。

(2) 教育職員免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験を1年以内に受験したとき又は受験予定であるとき。

(3) 教育職員免許法別表第8の幼稚園教諭二種免許状の項の第2欄に定める免許状を取得した後、同項の第3欄に定める最低在職年数を当該学校における教諭又は講師として勤務した場合において、同項の第4欄に定める単位数を修得するために、幼稚園教諭の普通免許状に係る課程を有する大学、短期大学、教員養成機関又は放送大学学園法(平成14年法律第156号)第2条第1項に規定する放送大学に在籍しているとき又は教育職員免許法第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定する講習を受講しているとき。

2 保育士資格を有しない幼稚園教諭免許状所有者を保育に従事する職員とすることができる場合

幼稚園教諭免許状を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例別表2のウの(2)の規定により、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する職員とすることができる。なお、長時間利用児の保育に従事する職員とすることができる期間は、原則として6年を限度とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設に在籍しているとき。

(2) 児童福祉法第18条の8第1項に規定する保育士試験を1年以内に受験したと

き又は受験予定であるとき。

3 認定こども園の長

認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能が総合的に発揮されるために必要な管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

第3 施設設備

条例別表3のケの知事が別に定めるときは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等（法第3条第2項第1号口に該当する幼保連携施設を除く。）に在籍している子どもが日常的に合同して活動することが可能であること。
- (2) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (3) 子どもの移動が、精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保されていること。
- (4) 子どもに対する教育及び保育の提供に関して、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育所等の職員の連携が図られること。

第4 食事の提供

認定こども園における食事の提供については、調理業務について認定こども園が責任をもって行うことができるよう認定こども園内の調理室において、認定こども園の職員により行われることを原則とする。

ただし、小学校の給食センターを活用し食事の提供を行う場合などにおいて、認定こども園が業務上必要な注意を果たしうるような体制及び契約内容により次に掲げる要件を全て満たすときは、3歳以上の子どもに対しては外部搬入により行うことができるものとする。

なお、この場合において、当該認定こども園には、外部搬入方式によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食物アレルギーのある子どもに対して、医師の指示により食品の除去、代替食等

を必要とする場合には、可能な限り対応すること。

- (6) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を認定こども園の長が定め、当該計画に基づき食事を提供するよう努めること。

第5 教育及び保育の内容

- 1 条例別表5に定める教育及び保育に関する計画は、次に掲げる事項に留意して策定するものとする。

(1) 認定こども園における教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育は、幼稚園教育要領（学校教育法第79条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）保育所保育指針（保育所の保育の内容に関して厚生労働省の児童の保育に関する事務を所掌する局長が定めるものをいう。）及び福島県が策定する「うつくしまっ子幼児教育振興ビジョン」に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験が異なること等の認定こども園の固有の事情に配慮したものでなければならない。

(2) 教育及び保育の基本目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、3歳以上の子どもに対する学校教育法第78条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

(3) 教育及び保育の具体的目標

認定こども園は、次のアからカまでに掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感や人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然等の身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

(4) 教育及び保育のねらい及び内容

認定こども園は、(2)に掲げる教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

(5) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

認定こども園における教育及び保育は、(2)に掲げる認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に加え、次のアからエまでに掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を含むものでなければならない。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(6) 認定こども園としての運営方針等

認定こども園における教育及び保育については、前号に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にしなければならない。

(7) 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園においては、次のアからエまでに掲げる事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 短時間利用児と長時間利用児がいることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動とともに、3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせることを図ること。

エ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

(8) 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次のアからエまでに掲げる事項に留意しなければならない。

ア 3歳未満の子どもを含む就学前までの様々な年齢の子どもが利用するため、子

どもの発達の特徴を踏まえ、3歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、3歳以上の子どもについては集団による活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫すること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満三歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満三歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

(9) 日々の教育及び保育の指導

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次のアからサまでに掲げる事項に留意しなければならない。

ア 0歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解し、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特徴や課題に十分留意すること。特に3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。

ウ 子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意すること。

エ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

オ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。

カ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。

キ 楽しく食べる経験及び食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をするこへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組みを行うとともに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることに配慮すること。

ク 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があることや、睡眠時間は子どもの発

- 達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- ケ 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- コ 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。
- サ 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活スタイルが異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(10) 小学校との連携

認定こども園は、次のアからウまでに掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 小学校教育との連携や接続においては、地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ すべての子どもについて指導要録の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

2 別表5のウの知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 前項に掲げる(1)から(10)の事項ごとに、計画策定に当たって特に留意した事項及びその具体的取組み
- (2) 前項(7)に留意して策定する教育保育に関する全体的な計画及び年、学期、月、週、日々の指導計画
- (3) 利用する子どもの標準となる一日の活動内容

第6 保育に従事する者の資質の向上

条例別表6に定める保育に従事する者の資質の向上に関する計画は、次に掲げる事項に留意して策定するものとする。

なお、条例別表6のウの知事が定める事項として、計画策定に当たって特に留意した事項及び当該事項に係る具体的取組みについて計画に記載するものとする。

- 1 子どもの教育及び保育に従事する職員が、当該教育及び保育の質の確保、向上を図るための当該職員の資質の向上のために必要な時間を確保できるよう行う様々な工夫が行われていること。

- 2 学級担任と保育に従事する職員との相互理解が図られるよう工夫が行われていること。
- 3 職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げることとし、これらの研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等が配慮されていること。
- 4 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として教育・保育の提供及び子育て支援の機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

第7 子育て支援事業

条例別表7に定める子育て支援事業に関する計画は、次に掲げる事項に留意して策定するものとする。

なお、条例別表7のエの知事が定める事項として、計画策定に当たって特に留意した事項及び当該事項に係る具体的取組みについて計画に記載するものとする。

- 1 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- 2 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業があるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週三日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 3 子どもの教育及び保育に従事する者について、研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくこと。
- 4 地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関などの多様な団体等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を生かしていくこと。
- 5 子育て支援事業の実施に当たっては、地域の子育て支援に関する要望を把握するとともに、当該要望に即した事業を実施すること。この場合、当該認定こども園の所在する市町村と十分な連携を図ること。

第8 管理運営等

管理運営等については、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- 1 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、条例別表第1号に定める職員のほかに1人の認定こども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。この場合、幼保連携施設においては、幼稚園及び保育所又は認可外保育施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができる。
- 2 開示する保育サービスに関する情報の内容は、認定こども園として目指す教育及び保育の目標及び理念、教育及び保育のねらい及び内容の概要、開園日数及び時間、入園している子どもの一日の活動内容、利用料、職員配置、学級数、施設設備の概要等

とする。

- 3 選考の方法が公正であることとは、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障がいのある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることなく選考が行われることである。このため、選考方法として優先度の点数化等を行う場合には、客観的な評価が行われるよう留意するとともに、その際に優先する要素（例えば、母子家庭及び父子家庭であること、その他兄弟の入園状況、延長保育や障がい児保育の必要度等）がある場合には、当該要素を選考基準において明確にしておくことが必要である。

また、認定こども園は、地方公共団体体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

- 4 自己評価、外部評価等においては子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。
- 5 認定こども園の設置者は、常に、その設備、運営を向上させるよう努めなければならない。
- 6 認定こども園の長は、常に保護者と密接に連絡をとり、教育・保育内容につき、その保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。

第9 認定の申請

- 1 認定こども園認定申請書に記載する「教育及び保育の目標並びに主な内容」とは、具体的には、当該施設が認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念、教育及び保育のねらいや内容の概要とする。
- 2 認定こども園認定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 職員配置等に関する書類（参考様式第1号）
 - (2) 職員資格に関する書類（参考様式第2号）
 - (3) 施設設備の状況に関する書類（参考様式第3号）
 - (4) 食事の提供に関する書類
 - (5) 教育及び保育の計画
 - (6) 保育従事者の研修計画
 - (7) 子育て支援事業の実施計画
 - (8) 管理運営等に関する書類（参考様式第4号）
 - (9) 保育料等徴収金に関する規程
 - (10) 申請内容に関して説明又は補足するために必要と認められる書類
 - (11) 市町村が申請する場合にあっては、第14の1の事項に関する意見書
- 3 認定こども園の認定を受けようとする幼稚園又は保育所等に子どもが在籍している場合には、認定を受けた場合の教育、保育等について、在籍している子どもの保護者に対して説明するために要した書類及びその経過を記録した書類を申請書に添付するものとする。
- 4 認定こども園認定申請書は、認定を希望する日の2月前までに知事に提出するものとする。

ただし、中核市に所在する施設にあっては、所在する市の長を経由して提出するこ

とができる。この場合、提出を受けた市長は、第14の1に規定する意見を付して知事に送付する。

第10 変更の届出

- 1 認定こども園変更届出書には、変更事項が確認できる書類を添付するものとする。
- 2 認定こども園変更届出書は、変更する日の14日前までに知事に提出するものとする。ただし、中核市に所在する施設にあっては、所在する市の長を経由して提出することができる。

第11 報告の徴収

- 1 認定こども園運営状況報告書には、第9の2に掲げる書類((11)を除く。)を添付するものとする。
- 2 中核市に所在する施設にあっては、所在する市の長を経由して提出することができる。

第12 認定の有効期間の更新の申請

- 1 認定こども園認定有効期間更新申請書には、第9の2に掲げる書類((11)を除く。)を添付するものとする。
- 2 認定こども園認定有効期間更新申請書は、有効期間が満了する日の1月前までに知事に提出するものとする。
ただし、中核市に所在する施設にあっては、有効期間の更新にかかる認定こども園である保育所の所在する市の長を経由して提出することができる。この場合、提出を受けた市長は、第14の2に規定する意見を付して知事に送付する。

第13 認定の廃止の届出

- 1 認定こども園の設置者は、法3条の規定により受けた認定を辞退しようとする場合において、その辞退しようとする日の1月前までに認定こども園認定辞退届(参考様式第5号)により知事に届け出るものとする。
- 2 前項の届出をする場合は、事前に当該認定こども園に在籍している子どもの保護者及び当該認定こども園が所在する市町村に対して、当該認定こども園の認定を廃止することについて十分に説明するものとする。

第14 市町村の長の意見聴取

- 1 知事は、認定こども園の認定に関すること及び次に掲げる事項について、法第4条第1項の規定による申請のあった保育所の所在する市町村の長の意見(参考様式第6号)を聞くものとする。
 - (1) 法第3条第1項第2号に規定する適当と認められる数の子どもに関すること。
 - (2) 法第5条第1項に規定する有効期間に関すること。
- 2 知事は、法第5条第3項に規定する有効期間の更新に関することについて、当該有効期間の更新にかかる認定こども園である保育所の所在する市町村の長の意見を聞く

ものとする。

附 則

この要綱は、平成18年12月19日から施行する。

(参考様式第1号)

職員配置等に関する調書

1 こども園の長

認定こども園の長	氏名	年齢	現職	幼稚園・保育所従事歴	備考
				年	

2 職員の状況

	長時間利用児			学級数	短時間利用児			定数	配置(予定)数	適否
	子どもの数	配置すべき保育従事者数 <small>(小数点第2位以下切捨て)</small>			子どもの数	配置すべき保育従事者数 <small>(小数点第2位以下切捨て)</small>				
園長等(こども園、幼稚園、保育所等)	/									
保育に従事する者	0歳児	÷ 3人 =		/						
	1歳児	÷ 6人 =								
	2歳児									
	3歳児	÷ 20人 =		÷ 30人 =						
	4歳児	÷ 30人 =		÷ 30人 =						
	5歳児									
	小計	<small>(上記算出人数を四捨五入し、実数とする)</small>		<small>(上記算出人数を四捨五入し、実数とする)</small>						
子育て支援事業専任	/									
調理員	/									
その他	/									
計	/									
嘱託医	1 内科医(人) 2 歯科医(人) 3 その他()									

注) 保育士定数の算出の仕方

- 1 各年齢区分別に保育士定数を小数点第1位まで算出すること(小数点第2位以下切り捨て)。
- 2 各年齢区分別に算出した数を合計し、小数点第1位を四捨五入して得た実数を保育士定数とすること。

(参考様式第2号)

教育保育従事職員の資格に関する調書

	所属	職名	氏名	職務内容	資格の有無		年齢	常勤 非常勤 の別	専任 兼任 の別	備考
					幼稚園 教諭 免許	保育士 資格				
1		園長							専・兼	
2									専・兼	
3									専・兼	
4									専・兼	
5									専・兼	
6									専・兼	
7									専・兼	
8									専・兼	
9									専・兼	
10									専・兼	
11									専・兼	
12									専・兼	
13									専・兼	
14									専・兼	
15									専・兼	
16									専・兼	
17									専・兼	
18									専・兼	
19									専・兼	
20									専・兼	
嘱託 医		内科医								
		歯科医								

職名には、園長、幼稚園長、教頭、教務主任、教諭、保育所長、主任保育士、保育士、臨時保育士、調理員、栄養士等の区分を記入すること。

職務内容は、担当する年齢、学級担任(学級名)、子育て支援専任等を記入すること。

保育にあたる有資格者については、幼稚園教諭免許状の写し等、資格が確認できる書類を添付すること。また、資格の特例を適用する場合は、在学証明書等、要件に該当することを証明する書類を添付すること。(運営状況報告にかかる場合にあつては、以前に添付した書類は不要。)

(参考様式第3号)

施設設備状況調書

1 定員等

[平成 年 月 日(開始予定年月日)時点] (人)

定員等	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	短時間利用児							
	長時間利用児							
	長時間利用児 (入所見込み)							
	クラス数							

(児童福祉施設最低基準面積等を求める場合の長時間利用児数は、上記のいずれが多い数を用いること。)

2 施設の立地状況

ア 同一敷地内 イ 隣接する敷地内 ウ ア又はイ以外

3 施設の状況

(1) 部屋別面積等

年齢毎の専用面積が明確でない場合は、
利用人数等により按分して算出する。

室名等	床面積等	基準面積等	適否
0 - 2歳児			
0・1歳児	乳児室 又は ほふく室	m^2 1.65 m^2 × 人 = m^2	/
		m^2 3.3 m^2 × 人 = m^2	
	小計	m^2	
2歳児	保育室 又は 遊戯室	m^2 1.98 m^2 × 人 = m^2	/
		m^2 1.98 m^2 × 人 = m^2	
	小計	m^2	
3 - 5歳児			
保育室 又は 遊戯室	保育所等	人数 = 短時間利用児 + 長時間利用児	
	3歳児	m^2 1.98 m^2 × 人 = m^2	/
	4歳児	m^2 1.98 m^2 × 人 = m^2	
	5歳児	m^2 1.98 m^2 × 人 = m^2	
	保育室計	m^2	
	遊戯室	m^2 1.98 m^2 × 人 = m^2	
	幼稚園	人数 = 短時間利用児 + 長時間利用児	
保育室	m^2 1.98 m^2 × 人 = m^2		
小計	m^2 1.98 m^2 × 人 = m^2		
建物の床面積	保育所等	m^2	/
	幼稚園	m^2	
	小計	m^2	
	0 - 2歳児専用面積を除く	学級数 学級 基準面積 m^2 1学級 180 m^2 2学級以上 320 m^2 + 100 × (学級数 - 2) m^2	
小計	m^2	幼稚園設置基準	m^2

室名等	面積等
保育所等	
医務室	m^2
調理室	m^2
(調乳室)	m^2
事務室	m^2
トイレ	m^2
0-2歳児用	m^2
3-5歳児用	m^2
その他の0-2歳児専用面積	m^2
その他	m^2
	m^2
	m^2
地域子育て支援センター	m^2
保育所等延床面積	m^2

延べ床面積は登記簿等から転載。

(2) 土地等の状況

土地等		面積等		基準面積等		適否
所有関係	保育所等			自己所有・借地・一部借地		
	幼稚園			自己所有・借地・一部借地		
敷地面積	保育所等		m ²			
	幼稚園		m ²			
屋外遊戯場	保育所等		m ²	3.3 m ² ×	人 =	m ²
	幼稚園		m ²	2学級以下 30m ² × (学級数 - 1) + 330m ²		
	計		m ²	3学級以上 80m ² × (学級数 - 3) + 400m ² 学級数 (学級) m ²		

(参考)利用者用駐車場	台

(参考)児童用トイレ				備考
大使用		個	2歳以上児 人 ÷ 20 =	個
小使用		個	2歳以上男児 人 ÷ 20 =	個
乳児専用トイレ		個	乳児専用トイレ	個

(参考)大型遊具等名称	台数等
	台
	台
	台

(3) 防災等(保育室、遊戯室等が2階にある場合)

保育所等	構造	耐火構造物(建築基準法第2条第9号の2)又は準耐火構造物(同条第9号の3(同号口に該当するものを除く))		備考	
	設備	階段等	常用(以下のいずれか1つ以上)	避難用(以下のいずれか1つ以上)	
			1 屋内用階段 2 屋外階段	1 屋内階段(注1) 3 屋外傾斜路等(注2) 2 待避上有効なバルコニー 4 屋外階段	
	転落防止	乳幼児が出入、通行する場所に転落事故を防止する設備が設置されている。			

幼稚園	構造	耐火構造物(建築基準法第2条第9号の2)又は準耐火構造物(同条第9号の3(同号口に該当するものを除く))		備考	
	設備	階段等	常用(以下のいずれか1つ以上)	避難用(以下のいずれか1つ以上)	
			1 屋内用階段 2 屋外階段	1 屋内階段(注1) 3 屋外傾斜路等(注2) 2 待避上有効なバルコニー 4 屋外階段	
	転落防止	乳幼児が出入、通行する場所に転落事故を防止する設備が設置されている。			

(注1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)

(注2) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

保育室、遊戯室等が3階又は4階以上にある場合は別途確認結果を記録すること。

(参考様式第4号)

管理運営等に関する調書

開園日及び開園時間	区分	幼稚園	保育所等	
	開園日			
	長期休園日			
	開園時間			
	保育時間	平日		
		土曜日		
	預り・延長保育時間			
情報開示の状況				
子どもの募集及び選考方法				
防災、耐震、防犯等子どもの安全を確保する体制及び措置の状況				
保険加入等の状況				
自己評価、外部評価等の計画 (実施状況)				
苦情等に対応する体制及び周知方法				

福島県知事

住所
申請者

氏名

(印)

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

認定こども園認定辞退届

下記の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項(第2項)の規定により受けた認定を辞退します。

- 1 認定こども園の名称
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 認定年月日
- 5 辞退しようとする年月日
- 6 辞退しようとする理由
- 7 現に入所している子どもに対する措置

福島県知事

市 町 村 長



認定こども園の認定申請に係る意見書

(認定こども園の名称)にかかるとのことについては下記のとおりです。

(意見)		
私立 認定 保育 所	保育に欠ける子どもの枠の適否	適 ・ 否
	(否の場合はその理由)	
	認定の有効期間	5年間 ・ 5年未満(年間)
	(5年未満とするときは、その理由)	

保育に欠ける子どもの枠、認定の有効期間の判断に当たっては、市町村保育計画を
勘案し、保育所入所待機児童の状況、将来の保育需要等を勘案すること。

(参考様式第6号)付表

入所児童及び保育需要等の状況調

1 認定こども園の名称

2 施設の定員及び入所児童数

【平成 年 月 日(開始予定年月日)時点】 (人)

定員等	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
	短時間利用児	/						
	長時間利用児							
	長時間利用児 (入所見込み)							
	クラス数	/						

3 市町村全体の定員及び入所児童数

区分	箇所数	定員	入所児童数					
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
保育所	公立							
	私立							
幼稚園								
認可外保育所								
要保育児童数	/	/						

4 過去5年間の推移

区 分		年	年	年	年	年
市町村人口(各年1月1日現在)						
年間出生数						
保育所入所児童数 (各年4月1日現在)	市町村全体	定員(a)				
		入所児童数(b)				
		充足率(b) / (a)				
	当該保育所	定員(a)				
		入所児童数(b)				
		充足率(b) / (a)				